

保育士等配置要件緩和について

1 概要

待機児童対策として、全国的に保育の受け皿拡大を進めている状況下で、保育の担い手確保が喫緊の課題となっていることを受けて、国において保育士が行う業務について要件を一定程度緩和することにより、保育の担い手の裾野を拡げるとともに、保育士の勤務環境の改善につなげるため、緊急的・時限的な対応として関係省令が改正されております。本市においても国に準じ条例を改正し、保育現場の負担軽減を図るものです。

2 要件緩和の内容

※認定こども園においては、「保育士」を「保育教諭等」と読み替えます。

(1) 朝夕等の保育士配置の要件弾力化	<p>条例で定めている保育士を最低 2 人配置しなければならない要件について、朝夕などの利用児童が少数である時間帯（配置基準を計算して 1.4 以下になる時）に限り、保育士の配置を 1 人とすることができる。</p> <p>ただし、保育士の配置が 1 人となる場合は、当該保育士に加え、「<u>市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者</u>」を置かなければならない。</p> <p>（例）0 歳児が 2 名、4・5 歳児が 20 名利用している場合 $(2 \text{ 名} \div 3) + (20 \text{ 名} \div 30) = 0.6 + 0.6 = 1.2$ → 1.4 以下であるため、保育士 1 人、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者 1 人の配置で差し支えない。</p>
(2) 幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用	<p>保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内で保育士に代えて活用できることとする。</p> <p>なお、専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については 3 歳以上児、小学校教諭については 5 歳児を中心的に保育することが望ましい。養護教諭については年齢要件を設けないこととする。</p>
(3) 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化	<p>利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えて必要となる職員について、「<u>市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者</u>」を保育士とみなすことができる。</p>

（※）「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」については、質の確保の観点から、

- ① 保育士資格を有しないが当該施設等（※ 2）で十分な業務経験（1440 時間以上の業務経験）を有する者
 - ② 子育て支援員研修（※ 3）のうち地域型保育コースを修了した者
 - ③ 家庭的保育者又は 家庭的保育者基礎研修を修了した者
- など、適切な対応が可能な者に限る。

（※ 2）当該施設等・・・認可・認定保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育）、幼稚園、認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。）

（※ 3）子育て支援員研修については、「6 子育て支援員研修について」を参照

3 対象施設

保育所、小規模保育事業所 A 型、保育所型事業所内保育事業所、各類型の認定こども園が対象となります。

4 保育士とみなす者の適用の範囲

「幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用」及び「研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化」を適用するときには、保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければなりません。

○ 必要となる保育士の数が
3分の2以上

(例) 16時～17時において必要となる
保育士数 13人

<保育士及び保育士とみなす者の内訳>

- ・保育士：9人
 - ・養護教諭：1人
 - ・市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者：3人
- ⇒保育士の比率：13人中9人（約69%）

【保育士3分の2以上】基準を満たす

× 必要となる保育士の数が
3分の2未満

(例) 16時～17時において必要となる
保育士数 13人

<保育士及び保育士とみなす者の内訳>

- ・保育士：8人
- ・小学校教諭：1人
- ・養護教諭：1人
- ・市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者：3人

⇒保育士の比率：13人中8人（約61%）

【保育士3分の2未満】基準違反

5 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭及び市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者が受講しなければならない研修について

	受講しなければならない研修	受講期限
幼稚園教諭	子育て支援員研修の地域型保育	要件緩和後の翌年度末
小学校教諭	子育て支援員研修の地域型保育	要件緩和後の翌年度末
養護教諭	子育て支援員研修の地域型保育	要件緩和後の翌年度末
市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者	①当該施設等(※)で十分な業務経験を有する者 <u>(1440時間以上の業務経験)</u> ⇒子育て支援員研修の地域型保育 ②未経験者 ⇒子育て支援員研修の地域型保育 ③家庭的保育者 ⇒研修受講の必要なし	①要件緩和後の翌年度末 ②勤務前に受講

※当該施設等・・・認可・認定保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育）、幼稚園、認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。）

※要件緩和対象とする場合は、子育て支援員研修を受講する旨(または受講済)の誓約書の提出が必要です。

6 子育て支援員研修について

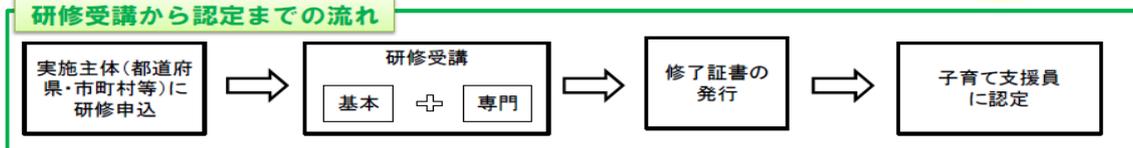
※受講を希望する場合は「子育て支援員研修」と検索し、千葉市や千葉県のHPをご確認ください。

「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



7 委託費（給付費）を受給するための基準（毎月1日時点の児童、職員の実人数）

施設種別	配置基準（国） 実人数に応じて計算	委託費（給付費）を受給するための基準
保育所	保育士を次のとおり配置 ・乳児 3：1 ・1、2歳児 6：1※ ・3歳児 20：1※ ・4歳以上児 30：1※	配置基準（国）に加えて下記のとおり配置 ・非常勤保育士 1人 ・利用定員90人以下 保育士1人 ・保育標準時間対応 保育士1人
小規模保育事業所A型	保育士を次のとおり配置 ・乳児 3：1 ・1、2歳児 6：1 上記に加え保育士1人	配置基準（国）に加えて下記のとおり配置 ・非常勤保育士 1人 ・保育標準時間対応 非常勤保育士1人
保育所型事業所内 保育事業所	保育士を次のとおり配置 ・乳児 3：1 ・1、2歳児 6：1	配置基準（国）に加えて下記のとおり配置 ・非常勤保育士 1人 ・利用定員20人以上 保育士1人 ・保育標準時間対応 保育士1人
認定こども園	保育教諭等を次のとおり配置 ・乳児 3：1 ・1、2歳児 6：1※ ・3歳児 20：1※ ・満3歳児 20：1※ ・4歳以上児 30：1※	配置基準（国）に加えて下記のとおり配置 ・2、3号の利用定員が90人以下 保育教諭等 1人 ・保育標準時間対応 保育教諭等 1人 ・主幹保育教諭等専任化代替保育教諭等 2人 （うち1人は非常勤講師等でも可）

「幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭」、「※※保健師、看護師、准看護師」の配置も可能

「市長が保育士・保育教諭等と同等の知識及び経験を有すると認める者」、「幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭」、「※※保健師、看護師、准看護師」の配置が可能

※委託費（給付費）を受給するための基準（国基準）は6：1です。ただし、実際の保育では市基準の5：1を遵守する必要があります。

※国の基準は、3歳児（満3歳児）15：1、4歳以上児25：1ですが、国の定めた経過措置により、市の基準を適用しております。

※※保育所、認定こども園の場合、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができますが、乳児の在籍が3名以下の保育所等の看護師等には、以下の要件が課されることとなります。

①保育士との合同保育を行うこと。

②保育に係る一定の知識や経験を有すること。

→ 具体的には、勤務経験が概ね3年以上又は子育て支援員研修（地域型保育コース）の受講

小規模保育事業所A型、保育所型事業所内保育事業所の場合、乳児の人数に関係なく、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができます。

【要件緩和職員を対象とする場合の限度数について】

対象者分類	年齢別配置 (a)	保育標準時 間対応(b)	90人以下定員の 場合の1人加配(c)	最大対象者数 (a)+(b)+(c)
① 幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭資格者	2人	1人	1人	4人（児童定員が90人超の場合は3人）
② 市長が保育士と同等の知識・経験を有すると認めるもの	×			